

☆介護予防通所リハビリテーション実施加算【要支援1・2の方】

介護職員等処遇改善加算（I）	所定金額に8.6%を乗じた金額
入間市地域区分	所定金額に3.3%を乗じた金額

※開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合

要支援1＝120単位を減算/月 要支援2＝240単位を減算/月

※介護保険負担割合証2割の場合は2倍になります。

※介護保険負担割合証3割の場合は3倍になります。

☆デイケアの加算【要介護1～5の方】

入浴介助加算（I）	40円/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日（退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内実施）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）	240円/日（通所開始日から起算して3ヶ月以内週2回まで実施） *体操手芸（ぬりえ、編み物など）歌、計算、日常生活動作訓練、クイズなど 個々の対象者にあわせて行います。
重度療養管理加算	100円/日
送迎を行わない場合（片道）	47円/片道減額
介護職員等処遇改善加算（I）	所定金額に8.6%を乗じた金額
入間市地域区分	所定金額に3.3%を乗じた金額

※介護保険負担割合証2割の場合は2倍になります

※介護保険負担割合証3割の場合は3倍になります